

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市延長保育事業補助金
補助の区分	事業補助（奨励補助） 事業補助（協調事業補助）
補助の概要	私立認可保育所等又は私立認定こども園における、保育必要量に応じて保育所等が定めた利用時間帯の前後における延長した保育の実施を円滑に推進するため、保育所等が行う延長保育事業について補助金を交付する。
補助事業者	市内の私立保育所等
補助対象経費	延長保育事業実施に必要経費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	新潟県地域子ども・子育て支援事業交付金交付要綱に定める額
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	新潟県地域子ども・子育て支援事業交付金交付要綱の定める基準額（国1/3、県1/3、市1/3で負担）
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 保育必要量に応じて保育所等が定めた利用時間帯の前後における延長した保育の実施を円滑に行うために交付するものであり、費用対効果は算出できない。
補助制度開始	平成28年3月31日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 対象保育所等に案内
事業担当	（担当部署） 子ども若者課 園児支援係
	（電話番号） 0259-63-3126